

役 務 仕 様 書

- 1 役務件名 昇降機保守点検役務
- 2 整理番号 施単 8
- 3 作成年月日 令和 6 年 3 月 2 2 日
- 4 作成部隊名 第 2 補給処業務部施設課
- 5 履行場所 航空自衛隊 岐阜基地 (別図参照)
- 6 役務概要 株式会社 日立製作所製昇降機の保守点検 (POG 契約) 及び定期検査

(1) 作業場所 1 型式: P-11-CO60 (乗用)

仕 様	停止階数 4 階、車椅子仕様 地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置
保守点検	偶数月 (計 6 回) 機能維持 (別表第 1 参照)
定期検査	7 月 (1 回) 建築基準法第 1 2 条 4 項による検査 (別表第 2、3 参照)

(2) 作業場所 2 型式: P-6-CO60 (乗用)

仕 様	停止階数 6 階 地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置
保守点検	偶数月 (計 6 回) 機能維持 (別表第 1 参照)
定期検査	7 月 (1 回) 建築基準法第 1 2 条 4 項による検査 (別表第 4、5 参照)

(3) 作業場所 3 型式: L-VF-F (荷物用)

仕 様	停止階数 3 階 地震時管制運転装置・停電時救出運転装置
保守点検	偶数月 (計 6 回) 機能維持 (別表第 1 参照)
定期検査	1 1 月 (1 回) 建築基準法第 1 2 条 4 項による検査 (別表第 2、3 参照)

7 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書によるほか、建築保全業務共通仕様書 (令和 5 年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) 及び関係法令に準拠して実施するものとする。
- (2) 本役務の統制事項及び書類手続きは、監督官の指示によるものとする。
- (3) 履行に際し、作業全般に関する監督官との打ち合わせ及び監督官立ち合いによる現場確認を作業実施日より前に実施するものとする。
- (4) 請負業者は現場代理人を設定し、作業日は現場立ち合いをさせるものとする。
- (5) 役務写真
 - ア 役務写真は、役務写真帳に整理のうえ、提出するものとする。
 - イ 作業等の写真は、監督官の指示により黒板等に作業内容等を記載し、撮影するものとする。
 - ウ 撮影した写真及びデータは、役務完了後すべて破棄し、流出防止に努めるものと

する。

(6) 履行にあたり、建物、工作物及びその他に損害を与えないように必要な措置をとるとともに、万一、損害を与えた場合は、請負業者の負担にて原状に復するものとする。

(7) 設計図書等の管理

ア 請負業者は、設計図書等を当該役務関係者以外に貸出し、複写、閲覧させてはならない。

イ 請負業者は、設計図書等を役務完了後、すべて監督官に返納するものとする。

8 特記事項

(1) 履行に際し、日々、作業計画（任意様式）を作成し、全作業員に周知させたのち監督官へ提出し、確認を受けるものとする。また、作業計画書に記載なき作業等が発生した場合は、監督官と打ち合せのうえ実施するものとする。

(2) 点検対象機器の不具合等により、保守点検実施時期に予定どおり実施できない場合は、監督官と協議し、実施時期を調整するものとする。

(3) 点検結果報告書（任意様式）は当該機器の仕様に応じたものとし、事前に監督官の確認を受けるものとする。

(4) 作業完了後、速やかに点検結果報告書及び役務写真を監督官へ提出し、確認を受けるものとする。

(5) 契約期間内において、異常または故障が発生した場合は、速やかに故障探求を実施し故障探求結果、補修方法及び必要な部品等、その明細を書面（任意様式）にて監督官に提出するものとする。

保守点検（作業場所1、2及び3）

作業項目	作業内容
1. 機器類	制御盤、巻上機、電動機、電磁ブレーキ、调速機等の点検
2. かご	運行状態、かごの意匠関係、かご戸の安全装置、外部への連絡、照明、換気等点検
3. かごの周囲・昇降路	かご上部の外観、戸の開閉、昇降路内各機器、かご周辺機器、主索及び调速機ロープ等の点検
4. 乗場	乗場意匠関係、乗場戸各機器等の点検
5. ピット	ピット内環境、ピット内各機器等の点検
6. 付加装置	各管制運転

定期検査（機械室有り）（作業場所1、3）

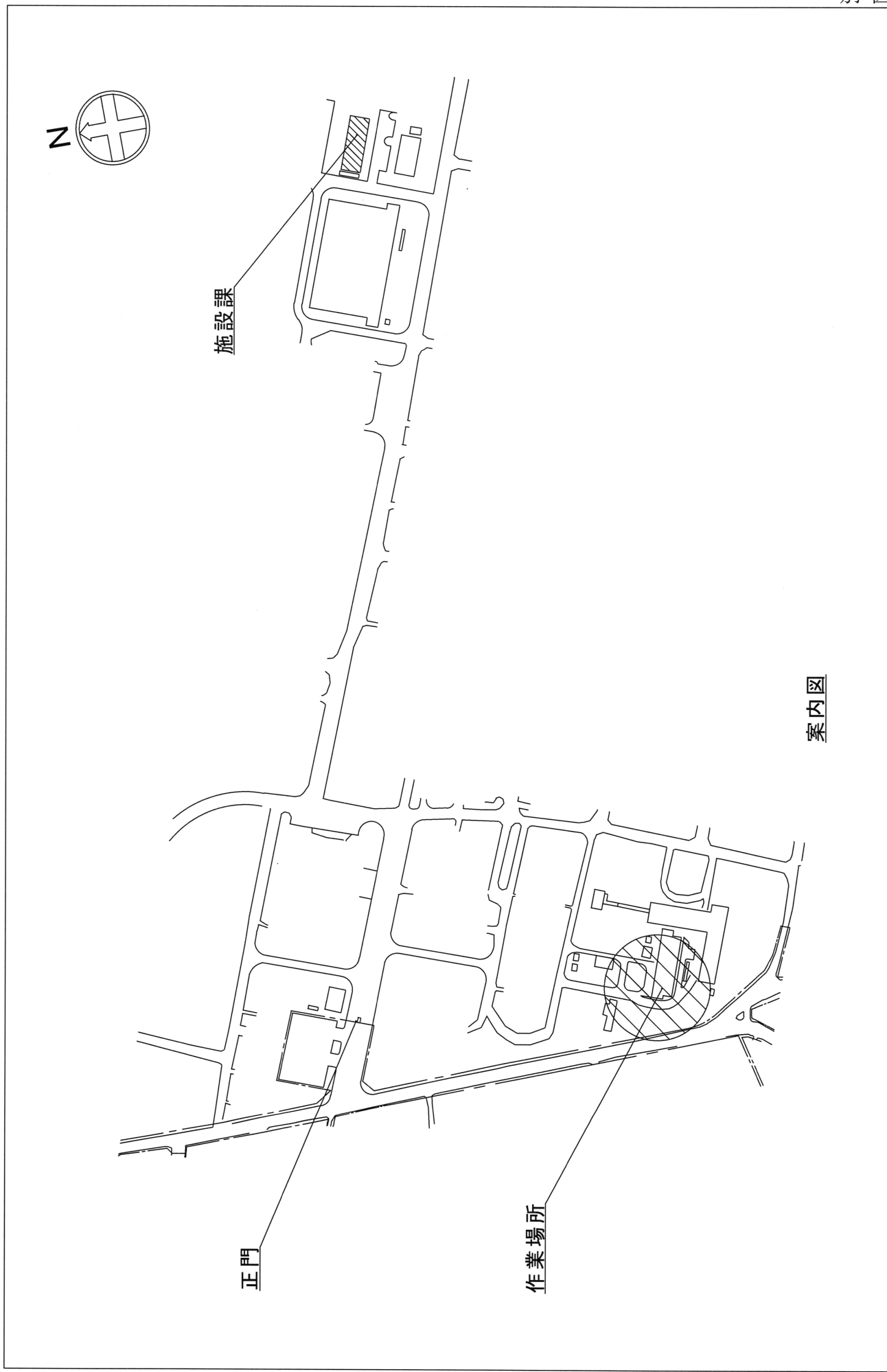
検査項目
1 機械室
<ul style="list-style-type: none"> (1) 機械室への通路及び出入口の戸 (2) 機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等 (3) 機械室の床の貫通部 (4) 救出装置 (5) 制御器 (6) 巻上機 (7) そらせ車 (8) 電動機 (9) 駆動装置の耐震対策 (10) 速度
2 共通
<ul style="list-style-type: none"> (1) かご側調速機 (2) 主索 (3) 主索又は鎖の張り (4) 主索又は鎖及び調速機ロープの取付部 (5) はかり装置 (6) 巻上機 (6) 戸開走行保護装置 (7) 地震時等管制運転装置
3 かご室
<ul style="list-style-type: none"> (1) かごの壁又は囲い、天井及び床 (2) かごの戸及び敷居 (3) かごの戸のスイッチ (4) 床合わせ補正装置及び着床装置 (5) かご操作盤及び表示器 (6) 外部への連絡装置 (7) かご内の停止スイッチ (8) 用途、積載量及び最大定員の標識 (9) かごの照明装置 (10) 停電灯装置（作業場所1のみ） (11) かごの床先

4 かご上
(1) かご上の停止スイッチ (2) 上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ (3) 调速機ロープ (4) かごの非常救出口 (5) かごのガイドシュー等 (6) ガイドレール及びレールブラケット (7) 施錠装置 (8) 昇降路における壁又は囲い (9) 乗場の戸及び敷居 (10) 昇降路内の耐震対策 (11) 移動ケーブル及び取付部 (12) 釣合おもりの各部 (12) 釣合おもりの吊り車 （作業場所3のみ） (13) かごの戸の開閉機構 (14) かごの枠
5 乗り場
(1) 押しボタン等及び表示器 (2) 非常開錠装置
6 ピット
(1) 下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ (2) 緩衝器及び緩衝材 (3) 張り車 (4) ピット床 (5) かご非常止め装置 (6) 釣合おもり底部すき間 (7) 移動ケーブル及び取付部 (8) ピット内の耐震対策 (9) かごの枠

定期検査（機械室なし）（作業場所2）

検査項目
1 共通
(1) 救出装置 (2) 制御器 (3) 巻上機 (4) 電動機 (5) 駆動装置の耐震対策 (6) 速度 (7) かご側調速機 (8) 主索 (9) 主索又は鎖の張り (10) 主索又は鎖及び調速機ロープの取付部 (11) はかり装置 (12) 戸開走行保護装置 (13) 地震時等管制運転装置 (14) 降下防止装置 (15) 制御盤扉
3 かご室
(1) かごの壁又は囲い、天井及び床 (2) かごの戸及び敷居 (3) かごの戸のスイッチ (4) 床合わせ補正装置及び着床装置 (5) かご操作盤及び表示器 (6) 外部への連絡装置 (7) かご内の停止スイッチ (8) 用途、積載量及び最大定員の標識 (9) かごの照明装置 (10) 停電灯装置 (11) かごの床先

4 かが上
(1) かが上の停止スイッチ (2) 頂部安全距離確保スイッチ (3) 上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ (4) 頂部鋼車 (5) 調速機ロープ (6) かごのガイドシュー等 (7) ガイドレール及びレールブラケット (8) 施錠装置 (9) 昇降路における壁又は囲い (10) 乗場の戸及び敷居 (11) 昇降路内の耐震対策 (12) 移動ケーブル及び取付部 (13) 釣合おもりの各部 (14) 釣合おもりの吊り車 (15) かごの戸の開閉機構 (16) かごの枠
5 乗り場
(1) 押しボタン等及び表示器 (2) 非常開錠装置
6 ピット
(1) 保守用停止スイッチ (2) 底部安全距離確保スイッチ (3) 下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ (4) 緩衝器及び緩衝材 (5) 張り車 (6) ピット床 (7) かご非常止め装置 (8) かご下鋼車 (9) 釣合おもり底部すき間 (10) 移動ケーブル及び取付部 (11) ピット内の耐震対策 (12) 駆動装置の主索保護カバー (13) かごの枠



案内図